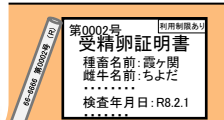
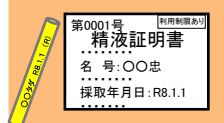


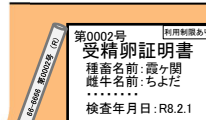
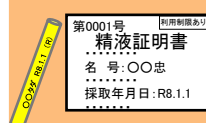
我が国の宝である和牛の遺伝資源の 流通管理を徹底しましょう

和牛遺伝資源の生産事業者から、流通拠点となる家畜人工授精所、授精や移植が行われる畜産農家まで、和牛の精液や受精卵が適切に管理・使用されているか確認するため、立入検査を実施しています。

家畜人工授精所 (生産事業者)



家畜人工授精所



畜産農家



精液・受精卵の保存、譲渡

- 精液、受精卵は家畜人工授精所以外の場所で保存できません。
(※自己の飼養する雌牛に使用する場合は例外として保存できます)
- 家畜人工授精所で保存された精液、受精卵でなければ譲渡できません。
- 精液(受精卵)証明書の裏面(譲渡・経由の確認欄)を正しく記載してください。



精液・受精卵と証明書の一体的な取扱い

- 精液(受精卵)ストローと精液(受精卵)証明書の記載内容が一致するよう区分管理をしてください。
- 精液(受精卵)証明書が添付されていない精液(受精卵)ストローは譲渡することができません。
- 精液(受精卵)ストローのみ又は精液(受精卵)証明書のみでの譲渡はできません。
- 精液(受精卵)証明書が添付されていない精液(受精卵)は使用できません。

家畜人工授精等の記録

- 獣医師又は家畜人工授精師は、精液又は受精卵の生産、人工授精、受精卵移植をした際に、家畜人工授精簿に記録し、5年間保存してください。
- 使用済みの精液(受精卵)証明書には、裏面に使用情報を記録し、未使用のものとは分別管理(家畜人工授精簿に添付)してください。

家畜改良増殖法の義務について

譲渡等記録簿の記録、保存（家畜改良増殖法第32条の5,様式第24号）



- 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等（和牛の精液又は受精卵）の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失について記録してください。
- 譲渡等記録簿を10年間保存してください。

記録、保存をしない場合、
・家畜人工授精所の業務停止
・家畜人工授精所の廃止
となる場合があります。



家畜人工授精所の運営状況の報告（家畜改良増殖法施行規則第49条,様式第28,29号）



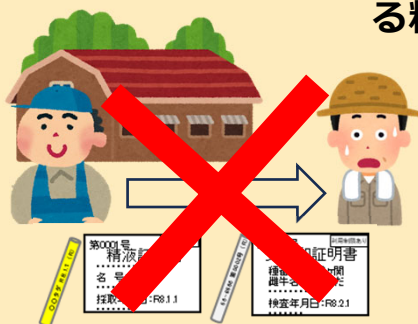
- 家畜人工授精所の開設者は、毎年1月1日から12月31日までの期間の報告を翌年4月末まで都道府県に報告してください。

報告をしない場合、
・家畜人工授精所の業務停止
・家畜人工授精所の廃止
・50万円以下の罰金
となる場合があります。



精液、受精卵の譲渡の禁止（家畜改良増殖法第14条第3項）

畜産農家



- 家畜人工授精所を開設していない畜産農家が保存している精液や受精卵は譲渡することができません。

違反した場合、
・100万円以下の罰金
となる場合があります。



お問い合わせ先
〇〇県 農林水産部 畜産課 〇〇グループ
電話：012-345-6789 メール：xxxxxx@xx.pref.lg.jp